faro ファーロ

東京司法書士会

「いざというとき」
あなたを照らすサポートマガジン

vol.51
2020年
春号

特集

災害！そのとき私たちは

コラム 今日から役立つコミュニケーション講座

連載 世界の偉人に学ぶ！ココ・シャネルの名言から

Q&A 司法書士なんでも相談室

・法務局で遺言書を保管してくれる新制度って？
・アルバイトの出勤日がどんどん増え、辞めさせてもらえません……

災害！そのとき私たちは

「身近な法律家」として力になりたい。

司法書士の被災者支援活動

２０１１年３月11日に発生した、東日本大震災。東北地方を中心に多くの死者と行方不明者を出し、今もなお、厳しい生活を強いられている方がいます。東京司法書士会では、発生後まもなくの３月下旬に「東日本大震災相談対策委員会」を立ち上げ、昨年までにのべ６００日以上被災地に司法書士を相談員として派遣し（詳細は６ページの「支援実績」をご覧ください）、仮設住宅を巡回訪問する支援活動などを続けてきました。

また、昨年は大きな台風被害が頻発しましたが、その被災者支援にも迅速に対応。大島や三宅島などの島しょ部は、もともと司法書士が少ないこともあり、被災者支援に加えて定期的に訪問相談を行っています。

大きな災害が起こったとき、素早く日本司法書士会連合会と連携して、必要な地域に司法書士を派遣し、「身近な法律家」として支援活動を行う、そんな東京司法書士会の現在の体制がつくられた背景には、阪神淡路大震災の苦い経験があります。未曾有の被害をニュースなどで目にし、「法律家として被災者の役に立ちたい」という思いはあっても、当時は資金も交通手段もなく、多くの司法書士が忸怩たる思いを抱えることになりました。ボランティアとして駆けつけた司法書士もいましたが、個人の力ではできることに限界があります。

思いがあっても、資金やノウハウがなければ、いざというときに役立つ活動はできない。その経験を教訓に、東京司法書士会では災害支援の基金を創設し、積み立てを始めました。さらに、相談員派遣のための拠点づくりや、被災者と行政の仲立ちとなって公的支援を必要な人につなぐ方法など、支援活動のノウハウも積み重ねてきました。

法律家としての被災者支援は、災害直後だけでなく継続的に長く行うことが大切だということも、経験から学びました。災害直後は生き延びることだけで精一杯だった被災者も、徐々に日常生活を取り戻していき、それに伴って、相続や事業の再建などさまざまな困り事が発生するからです。「すべての被災者が支援を必要としなくなるまで」が、活動の期間だといえます。

今後も、いつまた大きな災害が起こるかわかりません。東京司法書士会では、いざというときに備えて、さらに体制の見直しと相談員のスキルアップを図っていきます。

特集

近年、台風や豪雨などで想定外の被害が起こることが多くなっています。
また、政府の地震調査委員会は、マグニチュード7クラスの首都直下型地震が
今後30年間に起こる確率は約70％と予想。
いつどこで大災害が起こり、誰が被災者になってもおかしくない、といえます。
東京司法書士会では、大震災などの被災者支援活動を長年にわたって続けています。
その中で重ねた経験は、今後被災者になるかもしれないあなたにも、
きっと役立つことと思います。
今回の特集では、東京司法書士会の被災者支援活動と、
活動の中で得た「いざというときのために知っておきたいこと」をご紹介します。

Message

無力さを痛感した最初の被災地訪問。多くの経験を次に活かす体制づくりを進めます

東日本大震災発生から約3カ月後、日本司法書士会連合会主催の「宮城県内一斉相談会」のメンバーとして初めて被災地に入ったとき、目の前に広がった光景に、全身の血が逆流するような衝撃を受けたことを今も覚えています。

当時の私は、司法書士登録して間もない新人。自分にも法律家として何かできることはないかという意気込みだけはありましたが、どんな相談をされるのか、役立つアドバイスができるのかと不安だらけでした。岩手県内の仮設住宅への戸別訪問を担当し、いざ実際に被災者に声を掛けたときのことです。応対した年配の女性が声を詰まらせ、夫と子供を亡くして一人残されたと言うのです。何と声を掛けたらいいのか分からないまま十数分沈黙し続けることになったのですが、最後に、「話を聞いてくれてありがとう。少し気が軽くなりました」と、こちらを気遣ってお礼を言われたときは、自分の無力さを思い知らされました。

そのような経験がしばらく続きましたが、震災後3年を経過した頃から、相続問題や相続登記などに関する相談が増え始めました。初めは被災された方々も何を相談すればいいのか分からなかったのだと思いますが、繰り返し仮設住宅の訪問を重ねる中で、次第に司法書士の仕事を知ってくれる人が増え、具体的な相談が増えてきたのだと思います。

昨年から東京会は、東日本大震災相談対策委員会を発展的に解消し、さらに台風や巨大地震など今後起こりうる災害に相談員として即応できる相談員の育成、派遣がスムーズにできるように体制づくりを始めています。これまで体験し、学んできた多くの経験を活かせるようにしていくことが私たちの使命だと考えています。

佐藤毅（東京司法書士会相談部理事）

司法書士会の黄色のビブスで、被災地の仮設住宅を巡回訪問した

特集

いざというときのためにこれだけは知っておこう

災害時には、さまざまな困り事が起こります。司法書士は長年の支援活動の中で、多くの被災者の「困った」と向き合ってきました。その経験から、いざというときのために、知っておいていただきたいことをまとめました。

【被災者相談で多かった事例】

1. 被災で不動産の名義人が亡くなった
2. 権利証等を紛失した
3. 家の瓦の落下や、塀等の工作物が倒れたことによって近隣の家や墓を損壊させた
4. 借地上の建物が壊れて住めなくなった
5. 点検修理、リフォームを装う詐欺業者に騙された

知っておきたい 1

権利証は絶対取りに戻らないで！

持病の薬の方がよほど大事

災害で避難した後に、「家の権利証が！」と崩れかけた家の中に取りに戻る……。そんなシーンを昔のドラマなどで見たことがあるかもしれません。しかし、これは実はとんでもないナンセンス。不動産のいわゆる「権利証」（※）は、土地の所有権そのものでも有価証券でもなく、紛失しても所有権には何の影響もありません。災害などの緊急時に持ち出す必要はありませんし、ましてや、危険を冒して取りに戻るようなことは絶対にしないでください。

それよりも、可能なら持って逃げてほしいのは「いつも服用している薬」。震災や台風などの避難所で困り事の聞き取り調査をしたときに、目立って多かったのが「薬が手元にない」ということでした。持病があって薬が欠かせないという方は、いざというときすぐに持ち出せるように日ごろから意識しておくと、安心ですね。

※平成17年以前は紙の書類、それ以降は順次「登記識別情報」という12桁のパスワードに変更

知っておきたい 2

相続登記は災害時のリスク管理としても大事

土地や建物などを相続したとき、きちんと相続登記を済ませたでしょうか？ 売ったり貸したりしなければ特に問題は起きないので、代々子孫が受け継いで住んでいる家の場合、何代にもわたって相続登記がされないままになっていることがあります。

しかし、災害時には、それが大きな問題になる可能性があるのです。地震や台風で家が倒壊した場合、相続登記がされていないと、解体や建て直しなどの手続きで相続人全員の承認が必要になることがあります。何代も前の名義のままだと、相続人が数十人にのぼり、認知症の人や行方不明者がいることも珍しくありません。

東日本大震災の被災地では、津波で流された家の高台移転や公的な用地買収時に、相続登記をきちんとしていた人はスムーズに進んだのですが、されていなかった土地は、現在の持ち主の特定に時間がかかったり、手続きができなかったりなどで復興の妨げとなり、社会問題にもなりました。

災害時のリスク管理としても、相続登記は必須。しかも、面倒だからと引き延ばすほど、ますますやっかいな事態になります。「相続登記がどうなっているかわからない」という場合は、なるべく早く司法書士にご相談ください。

知っておきたい 3

「あきらめず専門家に相談」が、あなたも周りの人も救う

大地震や台風で、自宅が壊れたりケガをした、そんなとき、あなたならどうしますか？ 実は、「自然災害だから」「どんな制度があるかわからないから」などとあきらめずに、司法書士など専門家や行政の窓口に相談に行くことが、とても大切。被災したときには公的な支援が受けられることが多いのですが、何もせずに待っているだけでは、せっかくの支援制度から漏れてしまうことも。自分から動いて、情報にアクセスすることが必要なのです。

大災害時には、支援制度や特別法、条例などが新たにつくられることもあります。例えば東日本大震災の津波や原発事故のような、想定外のことや過去に例のない災害には、既存の制度や法律では対応できないことも多いからです。以前はなかった支援制度が災害後の状況に合わせてつくられたり、現行法では対象外だった人も支援を受けられるようになることもあります。そのような情報は、まず法律の専門家のところに集まるため、司法書士は、相談活動の中でいち早く被災者に伝える窓口となってきました。

また、司法書士が被害状況や困り事を把握することで、制度や法律を変えることができる可能性もあります。例えば、東日本大震災の被災地で、当初は保証人がいないと復興住宅に入れませんでした。しかし、震災で身内を亡くし保証人を頼める人がいなくて困っているという相談が多かったため、その声を集約して行政に働きかけ、保証人なしでも復興住宅に入れるように制度を変えてもらうことができました。

このように、困り事を専門家に相談することは、あなた自身だけでなく、同じような状況で困っている人たちの助けにもつながる可能性があるのです。「どうせムリ」とあきらめる前に、まずは相談してください。

特集

知っておきたい 4

「角の立たない紛争解決方法」ADRを活用しよう

隣家の瓦が強風で飛んできて自宅のガラスが割れたり、逆に、自宅の塀が倒れて隣の車を傷つけたり……。災害時には、近隣との間にもめ事が起こりやすいもの。そのままにしておくわけにはいかないけれど、かといって裁判沙汰にして人間関係を壊すようなこともしたくないという場合、おすすめなのがADRです。ADRとは、「裁判外紛争解決」といって、「裁判をせずに、中立な立場の第三者の立ち会いのもと、当事者同士の話し合いで紛争を解決」する方法。法律で白黒つけるのではなく、当事者同士がお互いの気持ちを大切にしながら解決していくことができるので、「角の立たない紛争解決方法」といえます。

東京司法書士会では、2006年にADRのための調停センター「すてっき」を設立し、司法書士が中立な立場の調停人として話し合いのお手伝いをしています。通常の利用では、申し込み費用（1万円）と、調停実施手数料（当事者ごとに5千円）、合意成立手数料（3万円～）がかかりますが、激甚災害に指定された場合には、これらの費用は無料になります。

調停人となる司法書士は、研修によって傾聴などの技術を身につけており、当事者に十分なヒアリングを行ったうえで、話し合いがうまく進むようにサポートします。トラブルを話し合いで解決したいと思ったとき、ぜひADRを利用してみてください。

■まずは、お電話ください

東京司法書士会調停センター「すてっき」

TEL.03-3353-8844

平日9:00～12:00／13:00～17:00

知っておきたい 5

災害の直後には、デマが流れやすい

今はさまざまな情報がSNSなどで瞬時に拡散されます。災害時には情報が重要ですが、残念ながら中にはデマも存在します。災害直後の混乱の中では、悪気はなくても間違った情報が流されることはある、ということを念頭に置いて慎重に行動しましょう。

知っておきたい 6

詐欺は、災害の混乱が一段落したときに増える

デマと同様、災害時につきものなのが、詐欺や悪質商法。こちらは、災害の最初の混乱が一段落した頃に増える傾向があります。家の修理や保険金・補償金に関わる話など、少しでもおかしいと感じたら、すぐには契約せずに周りの人や専門家に相談しましょう。

【東京司法書士会の東日本大震災の被災者支援実績】

■陸前高田相談センター（巡回エリア／陸前高田市、大船渡市、住田町）

2011年10月～2016年3月　毎週巡回訪問（年末年始、お盆を除く）
2016年4月～2017年3月　隔週で巡回訪問
2017年4月～2018年9月　3週間に1回巡回訪問
2018年10月～2019年3月　月1回巡回訪問
2019年４月～2020年3月末　3か月に1回巡回訪問（巡回終了予定）
※陸前高田センターは2019年7月閉鎖（巡回活動は2020年3月まで継続）

■大槌相談センター（巡回エリア／釜石市、大槌町、山田町）

2011年12月～2016年9月　毎週巡回訪問（年末年始、お盆を除く）
2016年10月～2019年3月　隔週巡回訪問
2019年4月～2020年3月　月1回巡回訪問（巡回終了予定）

■宮古相談センター（巡回エリア／宮古市、山田町（一部）、岩泉町、田野畑村）

2013年4月～2016年6月　毎週巡回訪問（年末年始、お盆を除く）
2016年7月～2017年9月　隔週で巡回訪問
2017年10月～2018年3月　月1回巡回訪問
※2018年3月に活動終了、センター閉鎖

知ってるようで知らない

法律のコトバ

法律で使われる言葉って、
日本語のはずなのにわかりにくい！と
思うことありませんか？
「えっ、何言ってるの？」と
なりがちな法律用語を、
わかりやすく解説します。

— 第1回 —

CASE

【善意と悪意】

A：センセイ、私の時計が返してもらえないんです！

司法書士：どうしたんですか？

A：友人Bが、私が貸していた時計を勝手にCに売っちゃって。Cに、私のものだから返してほしいって言ったんですけど、「そんなこと知らなかったから、返せない」って。

司法書士：あぁ、それは返却してもらうのは難しいですね。法的に言うと、Cさんは「善意の第三者」なので。

A：えっ、なんで善意？ 善意なら返してくれるんじゃないんですか!?

＜解説＞

東京司法書士会
公認キャラクター
しほたん

「善意」を一般の辞書で引くと、「善良な心、よい心、他人のためを思う心」などがまず出てきます。皆さんが普段使う場合は、これらの意味でしょう。

でも、法律用語としての「善意」は、気持ちや人間性、いわゆる善悪などとは無関係。**「ある特定の事実を知らないこと」を意味します**（辞書にも、3番目4番目辺りに載っていることが多いので、確かめてみてください）。

このケースでは、時計を買ったCさんは、「その時計がAさんのもの（特定の事実）ということを知らなかった」ので、「善意」です。また、法律用語の「第三者」は、「当事者以外の人」という意味。時計の貸し借りをしたAさんとBさんの二人が当事者で、Cさんは第三者になります。

この場合、民法では、元の持ち主（Aさん）は、善意の第三者（Cさん）に対して、無償で返却するように要求することはできないと決められています。Aさんのものだと知らずにBさんと売買契約したCさんには、過失はないからです。法律の条文には、「善意の第三者に対抗できない」というように書かれています。

「善意」の反対語として、**「悪意」という法律用語があります。こちらは、「ある特定の事実を知っていること」を意味します。**「知っていましたよね」という意味で「悪意」という言葉を使うと、「オレは悪くない！」と怒りだす人もいますが、**法律では、知っていたかどうかという事実だけが問題。**どんなに心のキレイな邪気のない人でも、法律上「悪意」となることはあるわけですね。

司法書士なんでも相談室

身の回りで起こるトラブルや悩み事。法律の専門家なら、解決のためのアドバイスができることがあります。このコーナーでは、皆様のお悩みに司法書士が答えていきます。

Q1 法務局で遺言書を保管してくれる制度ができたと聞きました。どんな制度で、どういうときに役立ちますか？

A 自筆証書遺言（本人が手書きした遺言書）を、各地の法務局に設置される遺言書保管所で保管してくれる制度です。今年7月10日にスタートします。

自分一人でいつでも書くことができる自筆証書遺言ですが、「どこにどうやって保管しておくか」が問題でした。秘密の場所にしまい込んでおくと、亡くなった後に見つけてもらえないかもしれません。かといって、家族に保管場所を伝えておくと、改ざんや破棄の心配が……。法務局に預けておけば、そのようなリスクがなくなります。また、自筆証書遺言は開封するときに家庭裁判所で検認を受ける必要がありますが、法務省で保管すれば、この手続も不要になります。

注意したいのは、相続人に「遺言書を預かっています」という通知は来ないこと。家族には、遺言書を法務局に預けたことを伝えておく必要があります。また、法務局は、内容が法的に有効かどうかのチェックまではしてくれないので、文面や内容は、あらかじめ司法書士など法律の専門家にチェックしてもらうのがおすすめです。

Q2 週2回という約束でアルバイトに入ったのですが、人手不足で出勤がどんどん増え、辞めると言っても聞いてもらえません……。

A 基本的に、アルバイトに対して職場側がシフトを強要したり、退職を拒む権利はありません。「休んだり辞めたりして職場に迷惑をかけたら、損害賠償を請求する」などと脅されても、屈しないでください。ただし、有期（期間を定めている）契約の場合、基本的にはその期間は、やむを得ない事情がある場合以外は辞められないので、まず、アルバイト先と交わした契約内容等を確認してください。有期契約でない場合は、「辞めたい」と伝えてから14日後には退職できることになっています。

職場と話し合っても解決のつかない場合は、全国の労働基準監督署・各都道府県労働局（東京都の場合は東京労働局）に設置されている「総合労働相談コーナー」か、司法書士などの専門家に相談してください。

心のカウンセラー 菅野泰蔵の

今日から役立つ コミュニケーション講座

第9回

臨床心理士 菅野泰蔵

すがの・たいぞう／学習院大学相談室や代々木の森診療所などを経て、現在、東京カウンセリングセンター所長。『カウンセラーの「聴く力」』（PHP研究所）、『上手に「気持ち」を伝える技術』（大和書房）など著書多数。

悩みを共有してもらえる話し方

家族や友人に悩みを話しても、親身になってもらえない。ご近所トラブルを解決したいけれど、角が立つのは困る。そんなときにヒントになる話し方のコツをご紹介します。

■「どうしたらいい？」と相談形式にする

Aさんはパート先の人間関係に悩んでいますが、友人には「あなたはいつも愚痴ばかり」と真剣に取り合ってもらえず、夫からは「そんな悩みはみんな持っている」と言われたそうです。Aさんいわく「単なる愚痴ではないので友人に共有してほしいし、夫には一般化せずに私の個の悩みとして向き合ってほしい」とのこと。これはよくある話で、読者の皆さんも話をする立場、される立場、双方の気持ちがわかるのではないでしょうか。

この場合は原則があり、「こんなことがあって私とても辛いの」だけで話をやめるのではなく、「どうしたらいいと思う？」まで聞きましょう。悩みを誰かに話したくなるのは自分の気持ちを整理するためなので、本人はただ聞いてもらえれば満足なのかもしれません。しかし相手からすれば、それでは単なる愚痴で、最初は熱心に聞いてくれた人でも、何度も続けばうんざりして背を向けてしまいます。そうならないために、できるだけ建設的な会話を心がけましょう。また、Aさんの夫のように悩みを一般化する人は、それなりの経験を持っているので「経験者に教えを乞う」くらいの気持ちで相談を。「悩みを解決して前に進みたい、だから一緒に考えて」という姿勢を示せば、きっと一緒に悩みに向き合ってくれるはずです。

■個人を糾弾せず、「皆さん」の問題に

Bさんは隣家の住人が野良猫に餌をやることに迷惑していますが、本人に直接言うと角が立つので、住人全員が集まる町内会議でさりげなく解決したいと思っています。しかし、直接被害を受けていない人との温度差が大きく、取り合ってもらえるか心配しています。

そんなときは、「近所に猫が居付いて困っているのですが、皆さんの家ではどうですか？」と聞いてみましょう。「うちにも来る」「うちは来ない」と温度差があるのは仕方ありません。その上で「では猫が居付かないようにするにはどうしたらいいでしょう？ 皆さんのお知恵を拝借したい」と、こちらも相談形式で攻めましょう。誰かから「餌をやらなければいい」という意見が出ればしめたもの。隣人も自分のことだとわかるはずです。個人を糾弾するのではなく「皆の問題」として一緒に考えてもらいましょう。

世界の偉人に学ぶ！

ピンチをチャンスに変える考え方

挫折、失敗、絶望。生きていれば誰しも「もうダメかも」と思うような瞬間があるかもしれない。そんなときは、偉人がヒントをくれる。どん底を乗り越え、偉業を成し遂げた彼らの考え方に学んでみよう。

今回の名言

「20歳の顔は、自然の贈り物。50歳の顔は、あなたの功績」

――ココ・シャネル

ココ・シャネル
1883年フランスのオーベルニュ地方に生まれる。本名はガブリエル・ボヌール・シャネル。27歳でパリに帽子店を開き、やがてドレスのデザインで才能を開花。婦人服だけでなく、「シャネルNo.5」など香水の販売でも成功し、世界中の女性が憧れる一大ブランド「シャネル」を築き上げた。20世紀を代表するファッションデザイナーのひとり。

高級ブランド、シャネルを創業したココ・シャネル。

彼女は、インタビューで聞かれても、幼少期のことは明言しなかったり、適当にごまかしたりすることが多かった。それだけ触れられたくない過去があったからだ。シャネルは12歳を迎える前に母を亡くし、行商人だった父に連れられて、姉とともに孤児院で育った。

「お父さんが、そのうちに大きな家を買ってくれるの」

孤児院では周囲にいつもそう言っていたシャネルだが、孤児院に預けられた日を最後に、父がシャネルたちの前に姿を現すことは二度となかった。

孤児院時代にも、シャネルらしいエピソードがある。ほかのみんなと同じく簡素な制服を着ているにもかかわらず、シャネルの着こなしはなぜかオシャレに見えた。実は、シャネルは密かにスカートの丈を詰め、襟元のタイは大きな蝶結びに、そして靴下を伸ばして履いていたのだ。他人と一緒などまっぴらごめん、というわけだ。

「あたしはなんにでも、ノンといった」

自身がそういうように、シャネルはファッションにおける固定概念に「ノン」を突き付け続けた。

それまで下着や普段着などに限られていたジャージー素材に注目し、スカートやジャケットを作ったこともあれば、喪服あるいは男性の服の色とされていた「黒」を女性の洋服に取り入れたこともあった。いずれも発表したときは、激しいバッシングを受けたが、結果的には大ヒットとなり、ファッションのスタンダードを変えてしまったのである。

冒頭に挙げたシャネルの言葉は、魅力的に年を取ることの大切さを教えてくれる。それはつまり、どれだけ自分らしく生きられたか、ということにほかならない。

シャネルはどんなに実績を積んでも挑むことをやめず、87歳で亡くなるまで、自分を表現し続けた。困難だらけの人生だったが、それこそが「生きる」ということだと、シャネルは確信していたのだろう。

シャネル的結論
自分を貫き
信じる道を突き進むべし

文 真山知幸 | 著述家。ベストセラー シリーズ『ざんねんな偉人伝』『ざんねんな歴史人物』（学研プラス）のほか、『最高の人生に変わる天才100の名言』（PHPエディターズ・グループ）など、偉人や名言をテーマに著作多数。書籍の監修や、大学での講義も行う。

東京司法書士会の活動

しほたんの新しいLINEスタンプ発売

東京司法書士会の公認キャラクター、白うさぎのしほたんのLINEスタンプ。人気にお応えして、第2弾を発売しました。日常生活や仕事のやりとりで使える可愛いスタンプがいっぱいです。東京司法書士会のホームページからご購入いただけます。

また、当会ホームページでは、司法書士PR動画や、調停センター「すてっき」の調停デモ動画などのオリジナル動画が見られます。ラップで司法書士の仕事を紹介する「司法書士PR動画 ラップ編」には、しほたんも出演！ぜひ、一度ご覧ください。

「相続登記支援室」をご利用ください

東京司法書士会は、東京法務局、東京土地家屋調査士会と連携して「相続登記支援室」を設置し、無料で相続や空き家問題等に関する相談にお答えしています。相続登記だけでなく、遺言書や遺産分割協議書、成年後見、家族信託などまで幅広く、秘密厳守でご相談に応じていますので、お気軽にお越しください。

日 時：毎月 第2・第4火曜日
　　10:00～12:00　13:00～16:00
場 所：板橋会場（東京法務局板橋出張所4階）
　　立川会場（立川地方合同庁舎7階　東京法務局立川出張所）
主 催：東京法務局民事行政部民事行政調査官室
※詳しくは東京司法書士会ホームページをご参照ください。

司法書士ミニヒストリー

司法書士のルーツは、江戸時代に農民が訴訟を起こすときに手助けをし、書類の作成や手続代行も行っていた「公事宿（くじやど）」と考えられています。江戸の昔から必要とされてきた「いざというときのサポート役」は、今の司法書士にしっかりと受け継がれています。

今回の表紙
歌川国芳 金魚づくし「にはかあめんぼう」
（にわかあめんぼう）
©公益財団法人アダチ伝統木版画技術保存財団

ファーロ faro 2020 spring vol.51 ／2020年3月25日発行
発行元：東京司法書士会
〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-37
TEL.03-3353-9191
発行責任者：清水輝明　編集人：倉石裕子
制作：株式会社一粒舎　印刷：柳本印刷株式会社

東京司法書士会では**無料法律相談**を実施しています

一人で悩まず、司法書士にご相談ください

公認キャラクター しほたん

遺言のことを聞きたい

相続の問題で困っている

会社をつくりたいけどどうしよう

クレジット・サラ金の問題で悩んでいる

不動産の名義変更をしたい

成年後見制度を使うには？

友人とのお金の貸し借りで困っている

弟と遺産争いに…

隣家と境界線でトラブルに

電話で相談したい

司法書士ホットラインにお電話ください

昼 10:00〜15:45

平日（月〜金曜）

03-3353-2700

夜 17:00〜19:45

水・木曜（祝日除く）

042-540-0663

会って相談したい

2カ所の相談センターがあります。まずは、電話でご予約ください

四 谷

東京司法書士会総合相談センター

新宿区四谷本塩町4-37
（JR四ツ谷駅から徒歩4分）

電話予約はこちら

03-3353-9205

平日 9:00〜12:00/13:00〜17:00

※男性相手には話しにくい悩み事の場合などは、女性司法書士への相談を希望することもできます（女性の方のみ）。電話予約の際に、その旨お伝えください。

立 川

三多摩総合相談センター

立川市曙町2-34-13
オリンピック第3ビル202-A
（JR立川駅から徒歩６分）

電話予約はこちら

042-548-3933

平日 10:00〜16:00

もめごとを当事者同士で解決したい

調停センター「すてっき」で、司法書士がお手伝いします

裁判ではなく、話し合いによる解決をめざします

日常生活の中で起こる親族や近隣住人などとのトラブルは、できれば裁判ではなく、今後の付き合いのことも考えて、当事者同士の話し合いで解決したいもの。でも、当事者だけでは感情的になってしまったり、法律の専門知識がなくて話し合いが進まない、そんな場合は調停センター「すてっき」で、司法書士がお手伝いをします。

お問い合わせ・予約はこちら

03-3353-8844

平日 9:00〜12:00/13:00〜17:00

まずはお電話ください！

出張による相談にも対応しています

お体の事情などで常設相談会にお越しいただくことが困難な方（東京在住の方のみ）を対象に、予約制で、地域の役所や学校などの公共施設、高齢者施設などへの司法書士の出張相談を行っています。
※お申し込みは、施設などを通してお願いします。

お問い合わせはこちら

03-3353-9191

（東京司法書士会事務局）
平日 9:00〜17:00

東京司法書士会のHPからもお申し込みいただけます

東京司法書士会

https://www.tokyokai.jp/

視覚障がいの方のための音声コード（Uni-Voice）です